

第 1 3 3 回加東市議会一般質問

質問項目は次のとおりです

と き 9 月 1 7 日（木）午前 9 時 3 0 分～
 9 月 1 8 日（金）午前 9 時 3 0 分～
 （※ 2 日間にわたり一般質問を行います）

ところ 加東市役所 議場（5 階）

日付	順序	質 問 者	質 問 事 項
令和 8 年 9 月 17 日（木）	1	小 川 忠 市	1 訪問介護・看護従事者の安全確保とハラスメント対策について 2 身寄りのない高齢者支援を強化する社会福祉法改正への対応について
	2	小 紫 泰 良	1 気象警報等の制度改正に伴う加東市の災害対応について 2 加東市の生成 A I の活用について
	3	藤 尾 潔	1 市民病院の経営改善について 2 3－5 歳児の給食費助成について 3 自転車活用推進計画について 4 加東市民の読書活動の推進に関する条例制定後の取り組みについて
	4	橋 本 匡 史	1 部活動の地域展開に向けた課題と今後の対応について 2 ふるさと納税の受入拡大と戦略的活用について
	5	廣 畑 貞 一	1 県内 No. 1 を目指す「加東だからこその教育」の取組について
	6	田 中 幸 典	1 播磨看護専門学校創立 5 0 周年における今後の展望について 2 認知症患者の在宅介護の問題点と入院について

令和 8 年 8 月 2 5 日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 小 川 忠 市

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

番号	質 問 事 項 (35 字以内)
1	訪問介護・看護従事者の安全確保とハラスメント対策について
2	身寄りのない高齢者支援を強化する社会福祉法改正への対応について

【第1項目】訪問介護・看護従事者の安全確保とハラスメント対策について

去る2026年6月1日、埼玉県川口市において、高齢者宅を訪問した介護支援専門員の女性が、利用者の家族に刃物で殺害されるという極めて痛ましい事件が発生した。

地域福祉の最前線で支援に尽力されていた方が、その支援先で命を奪われたという今回の事件は、全国の医療・介護従事者に計り知れない衝撃と不安を与えているのではないかと思う。

訪問介護や訪問看護、居宅介護支援などは、利用者の生活を支える上で不可欠なサービスである一方、職員が単独で他人の住居に入るという特性上、利用者やその家族からの暴言、暴力、あるいは過度な要求といったカスタマーハラスメントのリスクにさらされやすい環境にある。

「一般社団法人 日本介護支援専門員協会」が2024年に実施したハラスメントに関する調査によれば介護支援専門員の約34%が過去一年間に言葉の暴力や侮辱、根拠のないクレーム等のカスハラを受けたと回答している。

厚生労働省も自治体に対して安全確保の徹底を求める通知を出しており、事業所任せにせず、行政が主導して地域全体で介護従事者等を守る仕組みづくりが急務であるとする。

加東市においても、市民の在宅生活を支える訪問介護・看護従事者が、安心して働ける環境を整備することが重要だと考える。

そこで以下の4点についてお聞きする。

◆質問1：市内における利用者等による暴言・暴力、セクシャルハラスメント、過度な理不尽な要求（カスハラ）など訪問介護、訪問看護事業所からの実態を把握しているかお聞きする。

◆質問2：事業者の複数人訪問には補助制度があるが、その要件の厳しさや慢性的な人手不足から、実際には単独訪問を余儀なくされるケースがあると聞く。

加東市でも、「加東市訪問看護師等離職防止対策事業（2人訪問補助）」を実施しているが、訪問介護・看護従事者が、安心して働ける環境を整備する必要性から市独自施策として複数人訪問に対し、要件の緩和や助成費用の増額等でハードルを下げる必要があると考えるが見解をお聞き

する。

◆質問３：訪問した従事者が密室での孤立を防ぐため、緊急通報機能付きの防犯ブザー等の防犯・安全対策機器を携行することが有効とされているが、安全確保のための機器等を導入する事業所に対し、市として費用補助等の支援の考えはないかお聞きする。

◆質問４：従事者が訪問先で身の危険を感じたり、理不尽な要求をされた場合に事業者が速やかに警察や行政等の関係機関と連携できる仕組みが不可欠と思うが、市が主体となつての連携フローの構築の必要性について市としての見解と今後の取り組みについてお聞きする。

【一般社団法人 日本介護支援専門員協会のアンケート】

<https://www.jcma.or.jp/?p=795787>

<https://www.jcma.or.jp/wp-content/uploads/250401thinktank-hokokusyo.pdf>

【令和８年６月３日 厚生労働省通知 Vol.1508】

「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001707964.pdf>

【第２項目】身寄りのない高齢者支援を強化する社会福祉法改正への対応について

近年、全国的に子どもや親族と疎遠、あるいは親族自体がいない「身寄りのない高齢者」が増加している。

加東市においても高齢化が進む現在において、同様の傾向にあると考えられ、こうした高齢者の方々が直面する課題は多様化・深刻化していると思われる。

こうした中、本年（令和８年）６月に社会福祉法等が改正された。

今回の改正では、日常生活での定期的な見守りや金銭管理、身元保証が必要な入院・入所手続き、費用の支払いまた、死後の葬儀・納骨や家財処分等の死後事務支援を一体的に提供する制度が創設された。

本改正は「家族に頼る福祉」から「社会全体で支える福祉」への転換を意味する重要な制度改革であり、自治体の役割は一層重要になると考えられる。

そこで以下の7点についてお聞きする。

◆質問1：加東市における身寄りのない高齢者の人数等の実態は把握しているか。

◆質問2：これまでに市内において身寄りのない高齢者の病院・介護施設への入院・入所時や死亡後の諸手続きで問題が生じた事例はあるか。またどのような対応をしていたか。

◆質問3：市は今回の改正をどのように評価し、どのような課題認識を持っているか、評価と認識をお聞きする。

◆質問4：今回の改正は加東市の高齢者福祉施策にどのような影響が考えられるか。

◆質問5：国は地域を問わずサービスを提供できるよう、各都道府県の社会福祉協議会に取り組みを義務付ける。

実際の具体的な業務は、各市区町村の社協が担うことになると考えるが、市として支援体制について市社会福祉協議会との役割分担や民間事業者との連携も含めた支援体制整備をどのように進めるのかお聞きする。

◆質問6：身寄りのない高齢者に対する支援の仕組みづくり、特に死後の葬儀・納骨や家財処分等の死後事務支援には、円滑な対応に向けガイドラインやルールの整備が必要と考えるが見解をお聞きする。

◆質問7：今回の改正では人材確保の取組強化が示されているが、全国的に福祉人材不足が課題となる中、福祉人材確保についてはどのように取り組むのかお聞きする。

【社会福祉法等の一部改正の概要】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001685800.pdf>

以上

令和 8 年 8 月 25 日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 小紫 泰良

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

番号	質 問 事 項 (35 字以内)
1	気象警報等の制度改正に伴う加東市の災害対応について
2	加東市の生成 A I の活用について
3	
4	
5	

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

1. 気象警報等の制度改正に伴う加東市の災害対応について

近年、地球温暖化の影響などにより、線状降水帯による豪雨、台風、短時間豪雨などの極端な気象現象が頻発・激甚化しています。記憶に新しい千葉県での大規模な水害をはじめ、全国各地でこれまでにない自然災害が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしています。

このような状況を受け、国は住民が災害の危険性をより正確に理解し、適切なタイミングで避難行動をとることができるよう、防災気象情報の見直しを進めてきました。その一環として、気象庁は気象警報や注意報等の名称や位置付けを整理し、警戒レベルとの対応関係を明確にする制度改正を実施しました。これにより、住民が危険度を直感的に理解し、避難の判断がしやすくなることが期待されています。

こうした制度改正は、情報を発表する国や県だけでなく、市民へ迅速かつ的確に伝え、避難行動につなげる役割を担う自治体にとっても重要な課題であります。加東市においても新たな制度を踏まえた周知、避難情報の発令体制、防災教育等の充実が求められます。ここで加東市における気象警報等の制度改正への対応について質問をいたします。

- (1) 市は今回の変更をどのように評価し、市民の避難行動にどのような影響があると認識していますか。
- (2) 新たな「レベル4危険警報」の導入を受け、高齢者等避難及び避難指示の発令基準・判断時期・対象区域について見直しを行いましたか。
- (3) 洪水警報が廃止され、加東市では加古川以外の河川に関する危険性が主に「大雨警報」として示されることとなります。市民が河川氾濫等の危険性を誤認しないため、どのような周知を行っていますか。
- (4) 今回の制度改正を踏まえ、消防、警察、自主防災組織、学校、福祉施設等との情報共有や災害時の運用体制についてどのような見直しを行ったのか。併せて、市の防災計画及び避難情報の判断・伝達マニュアルをどのように改定したのか。また未改定のものがあれば、その理由と今後の改定時期は。
- (5) 市民、とりわけ高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対し、新たな警報体制と取るべき避難行動をどのように周知していきますか。

2. 加東市の生成A I の活用について

近年、生成A I は、文章の作成や要約、会議録の整理、資料作成、翻訳、さらには問い合わせ対応など、幅広い分野で急速に活用が進んでいます。民間企業だけでなく、国や地方自治体においても、限られた人員で行政サービスの維持・向上を図る有効な手段として、導入が進められています。

加東市においても、少子高齢化が進む中、多様化・複雑化する行政課題に対応しながら、市民サービスの質を維持・向上させることが求められています。

生成A I を適切に活用することで、定型的な事務作業の効率化や職員が企画立案や市民相談など本来注力すべき業務により多くの時間を充てることが期待されます。また、防災情報や行政情報の発信、多言語対応など市民サービスの向上にも大きな可能性を秘めています。

一方で、生成A I が作成した内容には誤りが含まれる可能性があり、最終的な確認や判断は職員が責任を持って行う必要があります。また、個人情報や機密情報の適切な管理、著作権への配慮、情報セキュリティの確保など導入、活用にあたっては慎重な検討が欠かせません。

利便性だけを追求するのではなく、市民の信頼を確保しながら、安全で効果的に生成A I を活用していくことが重要であると考えます。

そこで、加東市における生成A I の活用について、以下の点を伺います。

- (1) 市は生成A I の活用について、行政運営や市民サービスの向上にどのような可能性があるかと認識していますか。また、導入にあたっての課題をどのように捉えていますか。
- (2) 現在、職員の業務において生成A I を活用している事例はありますか。また、今後導入や活用を検討している業務にはどのようなものがありますか。
- (3) 生成A I を安全かつ適切に活用するため、個人情報や機密情報の管理、著作権への対応、生成内容の確認方法などについて、どのようなルールやガイドラインを整備していく考えですか。
- (4) 職員が生成A I を適切に活用できるよう、研修や実証実験、利用マニュアルの整備など人材育成についてどのように取り組んでいく考えですか。

(5) 生成A I を活用し、窓口案内、文章作成、防災情報の発信、多言語対応など、市民サービスの向上につなげる考えはありますか。また、将来的な活用の方向性について市長の所見を伺います。

生成A I は、職員を置き換えるものではなく、職員の能力を補完し、市民サービスをより充実させるためのツールであると考えます。加東市が今後、生成A I をどのような理念のもとで行政運営に取り入れていこうとしているのか、市長のお考えをお聞かせください。

令和8年8月26日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 藤尾 潔

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

番号	質 問 事 項 (35 字以内)
1	市民病院の経営改善について
2	3－5歳児の給食費助成について
3	自転車活用推進計画について
4	加東市民の読書活動の推進に関する条例制定後の取り組みについて
5	

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

1. 市民病院の経営改善について

①病棟機能について

・加東市民病院では、7月より病棟機能の転換を行い急性期38床、地域包括ケア病棟99床に変更した。転換したばかりであるが、稼働率の向上等の効果は見られたか。

・令和7年度の基本計画評価委員会では、「病床稼働率は、閉めている病棟を分母から除いて稼働率を高くする病院もあるが、計画のポイントとしては稼働率より実際何人入院しているかが大事である」という事務局からの発言もあるが、分母が稼働病床数である以上、他との比較がしづらだけで同じことを言っているのではないか。実際何人入院しているかが大事であると考えているのであれば、急性期、地域包括ケア病棟に対してそれぞれ何人の入院があれば採算が取れるか考えているか。また、一人の影響（金額）が年間どの程度になるか試算できているか。

さらに、地域包括ケア病棟の看護師の配置基準は13対1でも良いところ、加東市民病院では10対1の配置で加算を取っていると聞く。この加算は経営上プラスに働いているのか。（患者数が一定いなければ、看護師の人件費に見合う収益とならないのではないか。）

・地域包括ケア病棟は北播磨でも不足していると試算されているが、不足している病棟で稼働率が上がらない原因をどう考えているか。その対策は。

・病棟機能を転換したが、救急医療に対する確保空床数は維持するのか。

②ケアホームかとうについて

兵庫県の介護サービス情報提供システムによると、ケアホームかとうでは定員50名のところ、要介護1 7人 要介護2 7人 要介護3 11人 要介護4 10人 要介護5 3人 とのことである。老健施設が在宅復帰を目指す施設であることを考えると、重度の方が多いように思えるが、見解は。

また、定員50人のところ38人の入所だが、通常このような状況なのか。

平均入所日数が167.2日であるが、県平均では359.5日である。要因について分析できているか。3カ月ごとに在宅復帰の評価をすることはわかるが、在宅復帰を急がせているのではないか。

①、②の議論を踏まえ、市民病院の一部病棟を長期療養が必要な高齢者に医療と生活支援を一体的に提供する介護医療院に転換する考えはないか。2026年度から、一般病棟からの転換にも国の補助が出るようになったと聞く。

③人間ドックについて

- ・予約サイトを見ると、半日ドックは1月まで×になっており、メールで予約を承ると書いてある。何度か議会でも質問があったところであるが、1月まで予約枠は満杯なのか。また、「メールで問い合わせる」となっているが、メールで予約した場合、当該サイトのポイントはつくのか。

- ・基本である脳ドックと、DWIBSについては基本である半日ドックより上に表示され、こちらは予約が可能な状態である。結局のところ、サイトではこの2つの募集をしたいただけなのか。また、予約サイトからこれら2つの受診に結びついたケースはあるか。

- ・今年度から協会けんぽの胃部健診を含まない人間ドックを開始したとのことだが、その情報はホームページに記載されているか。また、協会けんぽの健康診断の情報は正確か。

- ・協会けんぽの胃部健診を含む人間ドックが令和8年度から拡充されたが、加東市民病院は協会けんぽのホームページでは対象施設になっていない。今後対応する考えはあるか。

④神経内科について

加東市民病院では以前神経内科の常勤医がおられ、北播磨地域の認知症疾患医療センターとなっていたこともある。現在でも非常勤の先生により診療が継続されていることはありがたいことですが、認知症への対応含め常勤医の確保の見通しは。

加東市民病院のMRI検査では認知症の早期診断の一助となるVSRADの検査が可能であると仄聞したことがあるが、脳ドックのオプションとして提供する考えはないか。

また、早期診断と併せて、認知症の新薬レカネマブを活用した取り組みを行う考えはないか。

2. 3－5歳児の給食費助成について

今年度から国の制度で小学校の給食費無償化が開始され、加東市では中学校に対しても無償化が行われている。0－2歳児の食費は保育料に含まれていることから、現在3－5歳児だけ給食費を支払う構図になっていると思う。

また、近隣市では西脇市、加西市、三木市が保育園・子ども園の給食費に対し助成制度を設けられていると思う、

加東市では、給食費へ充当することも含め均しく子育てを応援する観点から、子育てスマイル交付金を給付しているが、給食費無償化の状況、近隣市の状況、幼児教育無償化による3歳以上の通園率の向上など、環境の変化もあるかと思う。

子育てスマイル交付金を再編し、3歳以上に関しては給食費助成制度に転換する考えはないか。

3. 自転車活用推進計画について

①55ページに定めるPDCAサイクルはどのように展開しているか。

②2ページによると、中間年度である2025年度には施策の目標達成状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行っているはずであるが、どのように実施したか。

4. 加東市民の読書活動の推進に関する条例制定後の取り組みについて

加東市議会では議員提案により読書活動の推進に関する条例を制定したところです。3月19日の定例教育委員会の会議録も拝見しましたが、事務局より全会一致でなかったこと、また「推察になるが発議者による何か強い思いがあるのではないかと考える」という答弁もあり、条例制定に対し困惑されているようにも見受けられます。

(少なくとも国語的には「何か強い思いが…」というのはよくわからない、という受け止めになろうかと思います。)

①条例制定に対して、市としてどのように受け止めているか。

②条例制定にあたって、総務文教常任委員会では条文案を示し、教育委員会のご意見を聞く機会を設け、いただいたご意見に関しては対応するよう配慮したと思うが

どのように受け止めているか。

③議案審議の過程でも「人生をより深く豊かにする…」というような表現に対し疑問もあり、事務局もそのような意見を紹介しているが、市教委として「子どもの読書活動の推進に関する法律」は把握しているか。

④当該法にも自治体の努力義務とされ、兵庫県でも市町での策定を進める「子どもの読書活動推進計画」策定の考えは。

⑤国の図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議による「図書館が拓く未来の学びと地域社会」報告書、特に具体的方策に関する受け止めは。

全身がんMRI検査



検討する

38,500円
(税込)

8月	9月	10月	11月	12月	1月
×	○	○	○	○	×

P 3,500 ポイント獲得



等に交換できる？

- ◆頸部から骨盤までのDWI撮像でがんリスクを診断する検査です。
- ◆異常な細胞を描出することで、がんリスクの早期発見を目指します。

検査
内容

MRI/MRA

こんな方におすすめ ▼

詳細をみて予約する

半日人間ドック（胃カメラ+腫瘍マーカー）



検討する

38,500円
(税込)

8月	9月	10月	11月	12月	1月
×	×	×	×	×	×

P 3,500 ポイント獲得



等に交換できる？

- ◆当院のスタンダードな人間ドックです。
- ◆胃の検査は胃カメラ（経鼻または経口）で行います。
- ◆腫瘍マーカーでは、肺がん・肝臓がん・大腸がんのがんリスクチェックを行います。
- ◆受付は7時45分～となり検査は午前中で終了します。
- ◆検査 … 続きをみる

検査
内容

基本検査 血液検査 抗体検査 腫瘍マーカー
X線撮影 内視鏡 循環器系 尿検査 エコー 便検査

令和8年 8月26日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 橋本 匡史

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

番号	質 問 事 項 (35 字以内)
1	部活動の地域展開に向けた課題と今後の対応について
2	ふるさと納税の受入拡大と戦略的活用について
3	
4	
5	

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

「部活動の地域展開に向けた課題と今後の対応について」

加東市においても、学校部活動を地域クラブ活動へ移行する「部活動の地域展開」が進められており、令和10年度の総合体育大会終了後には、学校部活動を廃止し、地域クラブ活動へ完全移行する方針が示されています。

部活動はこれまで、単にスポーツや文化活動を行う場にとどまらず、仲間づくりや社会性を身につける場であり、子どもたちにとって学校生活における大切な「居場所」としても重要な役割を果たしてきました。

そのため、地域展開を進めるに当たっては、単に学校から地域へ移行するだけではなく、これまで学校が担ってきた役割を、地域全体でどのように支えていくのかという視点が不可欠であると考えます。

特に本市は、社・滝野・東条の3地域から成り、市域も広いことから、活動場所や移動手段など、地域性を踏まえた課題があります。

また、地域展開によって、家庭の経済状況や保護者の送迎の可否によって子どもたちの活動機会に格差が生じることがあってはなりません。

そこで、部活動の地域展開を進める上での課題と今後の対応について、以下7点、市の見解を伺います。

1. 全ての子どもたちの活動機会の確保について

地域クラブ活動は、これまでの学校部活動とは異なり、参加費や交通費など、一定の家庭負担が生じることが想定されます。

また、活動場所によっては保護者による送迎が必要となり、家庭環境によっては参

加したくても参加できない子どもが出てくることも懸念されます。

さらに、競技力の向上を目指す子どもだけでなく、「楽しみながら活動したい」「気軽にスポーツや文化活動に親しみたい」という子どもたちの受け皿も必要です。

そこで、経済的な理由や交通事情、家庭環境によって活動に参加できない子どもを生じさせないため、市としてどのような具体的な対策を考えているのか。

また、令和 10 年度以降、全ての生徒に対し、多様な活動機会を確保できると考えているのか、市の見解を伺います。

2. 保護者の経済的負担と支援について

地域展開後は、会費、指導料、保険料、用具代、交通費など、保護者の経済的負担が増加することが懸念されます。

家庭の経済状況によって、参加できる子どもと参加できない子どもが生まれることは、絶対に避けなければなりません。

市は、地域展開後に想定される保護者の年間負担額について、どの程度把握しているのか伺います。

また、私は昨年 12 月の第 128 回定例会において、「部活動の地域展開における持続可能な運営体制の構築について」質問しました。

その中で、公費だけに依存しない持続可能な運営体制を構築するため、本市における新たな財源確保策や、神戸市における企業協賛の仕組み、三田市におけるふるさと納税を活用した支援制度などについて質問しました。

その後、市としてどのような財源確保策や支援制度を検討、または実施しているのか伺います。

3. 活動場所と地域間格差について

種目によっては活動場所が特定の地域に集中し、例えば東条地域の子どもが社地域まで移動しなければならないなど、市内 3 地域間で活動機会や参加条件に格差が生

じることが懸念されます。

市は、地域クラブ活動に必要な活動場所を現在十分に確保できていると考えているのか。

また、社・滝野・東条の各地域によって活動機会や参加条件に格差が生じないよう、今後どのような対策を講じていくのか伺います。

4. 送迎・交通手段の確保について

市域の広い本市において、子どもたちの移動手段の確保は、地域展開を進める上で重要な課題の一つであると考えます。

保護者による送迎が前提となれば、保護者の負担が増加するだけでなく、家庭環境による参加機会の格差にもつながります。

そこで、市は地域クラブ活動への移動手段について、現在どのような課題認識を持っているのか。

また、スクールバスや公共交通、デマンド交通などの地域交通を活用した送迎支援について、検討を進めているのか伺います。

5. 地域クラブに参加しない、または参加できない子どもたちの居場所について

学校部活動は、スポーツや文化活動を行う場であるだけでなく、子どもたちにとって放課後の大切な居場所でもありました。

しかし、部活動廃止後、全員が地域クラブに参加するとは限りません。参加しない・できない生徒が放課後の居場所を失い、孤立や問題行動、非行につながるリスクを十分に予見しておく必要があります。

そのため、地域クラブ活動に参加しない、または参加できない子どもたちの放課後の居場所についても、地域展開と併せて考えていく必要があると考えます。

そこで、市はこうした子どもたちの居場所について、どのように考えているのか、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

6. 学校施設の使用と活用について

地域展開後も、学校の体育館やグラウンドなどは、地域クラブ活動にとって重要な活動拠点になると考えます。

一方で、学校施設を地域クラブが使用する場合には、使用時間や利用団体の優先順位、使用料、鍵の管理、事故や施設・備品の破損が発生した場合の責任など、様々な課題が生じます。

そこで、市は学校部活動廃止後の学校施設を、地域クラブ活動の拠点としてどのように位置付けているのか伺います。

また、施設の利用ルールや管理責任について、現在どのような検討を進めているのか。

さらに、学校施設を地域クラブ活動だけでなく、子どもたちの放課後の居場所や地域活動の場として、有効に活用していく考えがあるのか伺います。

7. 令和 10 年度の完全移行に向けた検証について

令和 10 年度の総合体育大会終了後に学校部活動を廃止し、地域クラブ活動へ完全移行する方針が示されています。

しかし、最も重要なことは、予定どおりに移行することではなく、その時点で子どもたちの活動環境が十分に整っているかどうかであると考えます。

指導者の確保、活動場所、移動手段、保護者負担、そして地域クラブに参加しない子どもたちの居場所など、様々な課題を残したまま学校部活動を一齐に廃止すれば、子どもたちが活動の場や居場所を失うことにもなりかねません。

そこで、市は令和 10 年度の完全移行に向けて、どのような基準や指標を設け、現在の取組や課題を検証していくのか伺います。

また、十分な受け皿や環境が整っていない場合には、移行時期や方法について柔軟に見直す考えがあるのか、市の見解を伺います。

部活動の地域展開は、少子化が進む中にあっても、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化活動に親しむ機会を確保するために必要な取組であると考えます。

しかし、その地域展開によって、新たな格差や過度な家庭負担、あるいは放課後の居場所を失う子どもが生まれることがあっては、本来の目的に反することになります。

大切なのは、令和 10 年度の完全移行という期限ありきで進めるのではなく、先行実施の状況や子どもたち、保護者、地域クラブの声を十分に検証し、明らかになった課題を一つ一つ改善しながら進めることです。

本市の部活動の地域展開を、単なる「学校部活動の廃止」とするのではなく、子どもたちの新たな成長と交流の場を地域全体でつくり上げる取組として位置付けるべきです。

そして、地域や家庭環境によって参加機会に差が生じることなく、地域クラブに参加する子どもも、参加しない、あるいは参加できない子どもも含め、全ての子どもたちが安心して放課後を過ごすことができる持続可能な仕組みを構築することを強く求め、私の一項目の質問を終わります。

「ふるさと納税の受入拡大と戦略的活用について」

本市の貴重な自主財源の確保、また地域の魅力発信やシティプロモーションにおいて重要な役割を果たす「ふるさと納税」について質問します。

令和6年度の北播磨5市1町におけるふるさと納税の状況を見ると、本市の通常版ふるさと納税の受入額は約6億4,965万円、件数は1万5,829件で、受入額は4位となっています。

一方、加西市は約54億4,899万円と突出しており、西脇市、三木市も本市を大きく上回っています。

また、企業版ふるさと納税についても、本市は600万円で4位となっています。三木市では「青山7丁目団地再生事業」への大型寄附などにより10億円を超える実績を上げ、西脇市も過去最高額を更新するなど、近隣自治体では積極的な取り組みが進められています。

本市には、日本一の酒米「山田錦」の生産地という大きなブランドをはじめ、豊かな農産物、ゴルフ場などの観光資源、さらには魅力的な地場産業があります。

そうした本市の潜在力を考えれば、現在の実績に満足することなく、さらなる受入額の拡大に向けた戦略が必要ではないかと考えます。

そこで、3点について質問します。

1. 現状の分析と課題について

まず、近隣自治体と比較して、本市のふるさと納税の受入額が4位にとどまっている現状を、どのように分析されているのか伺います。

返礼品の魅力や品ぞろえ、情報発信、ポータルサイトの活用、企業へのアプローチなど、さまざまな要因が考えられますが、当局として最も大きな課題をどこにあると認識されているのか6月の総務文教委員会での説明、答弁はありましたが改めて伺います。

2. ふるさと納税の拡大について

次に、ふるさと納税の受入拡大について伺います。加西市や西脇市など、寄附額を大きく伸ばしてきた自治体の取り組みをどのように研究し、本市の施策に活かしていくのか。

本市の強みである「山田錦」をはじめとした農産物や特産品、またゴルフ場や観光資源を活用した体験型返礼品など、加東市ならではの返礼品開発をさらに進めるべきではないでしょうか。

また、市内事業者との連携を強化し、新たな返礼品や事業者を発掘するとともに、ポータルサイトやSNSなどを活用した効果的な情報発信も必要であると考えます。今後、寄附額をどこまで伸ばしていくのかという目標設定も含め、具体的にどのような戦略で受入額の拡大を図っていかれるのか伺います。

3. 企業版ふるさと納税の獲得戦略について

最後に、企業版ふるさと納税について伺います。

企業から寄附を獲得するためには、単に制度を紹介するだけではなく、企業が「この事業を応援したい」と思える魅力的なプロジェクトを示すことが重要です。

本市においても、子育て、教育、地域活性化、観光、防災など、企業の共感を得られるテーマは数多くあると考えます。

そこで、市長をはじめとした積極的なトップセールスや、本市と関係のある企業への個別アプローチ、さらには企業と自治体をつなぐマッチング事業者の活用など、より戦略的な取り組みが必要ではないでしょうか。

企業版ふるさと納税を今後どのような財源として位置づけ、どのようなプロジェクトを掲げ、どのように企業への働きかけを進めていかれるのか、具体的な戦略を伺います。

ふるさと納税は、単なる寄附金収入ではありません。

本市の魅力を全国に発信し、市内事業者の販路拡大や地域経済の活性化につなげるとともに、貴重な自主財源を確保するための重要な施策です。

現在の北播磨地域4位という状況を分析し、他市の成功事例も参考にしながら、本市ならではの強みを活かした戦略を構築する必要があります。

ぜひとも、明確な目標と具体的な戦略を持って、通常版、企業版ともに、ふるさと納税の受入拡大に積極的に取り組んでいただくことを期待し、私の質問といたします。

令和8年8月27日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 廣畑 貞一

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

番号	質 問 事 項 (35 字以内)
1	県内 No 1 を目指す「加東だからこそ教育」の取組について
2	
3	
4	
5	

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

市長は今年の４月２６日執行の市長選挙で２期目の当選をされ、５月１１日の臨時議会において次のように所信表明をされた。

「『もっと住みやすく、楽しい街にしていこう』。そのために、『市民一人ひとりが夢を持てる加東市』をめざす。夢があれば、明日への希望が生まれる。そんな『夢と希望があふれる街』にする。その想いを胸に、『夢ある加東』の実現に向け、全力で取り組んでまいらる。」と力強く所信を表明された。

その所信表明の一番目に取り上げられてるものが「子どもたちの夢」と掲げられ、「教育はまちづくりの『１丁目一番地』であり、その根幹は『人づくり』である。子どもたち一人ひとりが、自らの可能性を信じ、夢を大きく膨らませられる環境こそ、何より大切と考えている。そして、私は、加東市を、『人材輩出の街にしたい』」と明言されている。私は、この所信に強く同感する。

さらに、令和７年度予算は、「子育てするなら加東市で」と思っていただけならまちづくりを進めるため、「県内 No 1 ! の子育て・教育環境づくりで親子の夢を叶える」施策に予算を重点配分したと明記され、「加東だからこそその教育」を実践する小中一貫校の整備に引き続き取り組む。と予算編成の基本的な考えと重点戦略として７年度は政策推進として取り組まれてきた。

そこで次の１項目の質問において５点について伺う。

１項目 県内 No 1 ! を目指す「加東だからこそその教育」の取り組みについて。

１点目 校舎建設のように形ある物理的な要素をハードと言い、形のない無形要素をソフトという。人材育成に大事な環境は両面のバランスが重要である。ハード面は市民の方々に見える。その点、ソフト面は見えにくいことから教育指導課題の発現が遅れる。そこで本市のソフト面の教員の授業力・指導力・教職員のチーム力の向上とワークライフバランスへの理解・業務効率化に向けての意識改革等の研修と実践を通して資質向上を目指され、成果と課題を把握されていると考えられる。そこで、「県内 No 1 ! を目指す」ために加東市のソフト面では何が課題であるのか。その課題を解決するための戦略と日々実践されているものは何か。

２点目 個性を伸ばす学びの一環として、現在実施している学習検定と、それ以

外の検定・加東市独自のノーベル大賞への取り組みを児童生徒に紹介し、自ら検定科目や学び方を選択させ、決定させる力を指導しているか。

3 点目 自宅から高等学校までが遠距離かつ公共交通の空白地域である中で進路選択をしている生徒がいる。これらの課題解決の一つとして、地域指定枠入学制度・遠距離通学費用補助のあり方について市教育委員会は県教育委員会及び加東市と協議してきたか。

4 点目 文部科学省は教育課程を柔軟に編成することを推奨している。柔軟に編成することで、先生方の業務減量化を推進している。このことを受け、教育委員会は各学校現場に教育課程編成の見直しをすることで、業務の精選を図り、業務の減量化が出来ることについて指導・助言しているのか。

5 点目 市内の各先生方には「県内 N01！の教育を目指す」という市長の思いが伝わっているのか。

令和 8年 8月27日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 田中幸典

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

番号	質 問 事 項 (35 字以内)
1	播磨看護専門学校創立50周年における今後の展望について
2	認知症患者の在宅介護の問題点と入院について
3	
4	
5	

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

（１）播磨看護専門学校創立５０周年における今後の展望について

本年、播磨看護専門学校が創立５０周年を迎えます。経営に関与している自治体の一つとして、これまで卒業生が加東市民病院とケアホームかとうなどに就職してきたことをふまえて、加東市民病院への就職希望者が多いことを含めて、改めて伺います。

質問１ 施設の老朽化が進む播磨看護専門学校に対して加東市は今後どのように関わっていくお考えでしょうか。

（２）認知症患者の在宅介護の問題点と入院について

現在、市内には認知症の人が多数おられると考えています。治療中の患者、まだ初期で治療を受けていない人もいるでしょう。個人的には、今後、増える可能性が高いと考えています。

第９期介護保険事業計画の基本目標の一つは「高齢者を地域で支える仕組みづくり」だったかと思います。

質問１ 現在、地域密着型サービスにおける認知症対応型通所介護ができる施設は令和７年度以後市内にいくつありますか。居宅介護サービスにおける訪問入浴は市内では可能でしょうか。認知症対応型共同生活介護が可能な施設は市内にいくつありますか。

今後、市内に利用対象者が増えた場合は、どのように対応されるのでしょうか。

質問２ 認知症高齢者に対する支援、認知症高齢者の社会参加の機会の確保、認知症高齢者にとっての暮らしやすさの向上と同時に、家族介護が継続できるための施策の推進が求められています。

これらの実現に向けて、市民、介護施設、加東市、すべてが努力をされています。一方で、認知症の症状によっては家族や地域で支えるのが難しい事例もあるで

しょう。認知症患者を支えるために若い家族が離職したり疲弊したりすれば、患者や家族だけでなく加東市にとっても大きな問題です。

認知症患者の自宅での介護や施設利用と同時に、条件付きではありますが軽度の認知症であっても受け入れてくれる病院があるのも事実です。国の制度や加東市の方針があるので、入院が最優先とは言いません。しかしながら、認知症患者の選択肢の一つとして入院も提案できると考えます。

私自身、認知症患者の受け入れ可能な病院をいくつか視察したり聞き取りをしたりしました。認知症による入院には、メリット、デメリットがあります。ここでメリットの一例を挙げます。

施設入所中に入院になった場合、施設を確保しながら入院生活を続ける例がほとんどです。その理由は、施設を退所するとその都度引っ越しが大変である、次の施設を見つけるのが難しい、次の施設が見つかって入所時にまとまった頭金があるなどが考えられます。

結果として、施設と病院の両方に料金を支払うことになり、経済的な負担が大きいです。入院している場合は他院へ転院になっても重複して支払いが生じることはなく、料金の負担は少ないです。

国の政策に逆行していることを認めた上で、入院には医師による診断が必要なことを承知の上で、認知症に対する支援策の一つとして、入院も選択肢の一つであることを今以上に提案する機会を増やしてはどうでしょうか。